

いじめ防止基本方針全体図

「いじめ」とは、

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）

どの子にも起こりうる問題として



<基本的な考え方>

- いじめを絶対に許さないという強い意識を持ち、いじめの根絶に向けて「いじめはいつでも誰にでも起こりうる」との認識のもと、危機管理意識を高めていじめの未然防止、早期発見、問題解消に、全校体制で組織的に対応する。
- いじめは生徒指導の問題行動の一つであり、他の問題行動等と切り離すことのないよう、生徒指導全体の中でとらえる。
- 教職員間、教師と生徒及び生徒同士の好ましい人間関係の構築を基盤として対応する。
- 日頃からアンケート調査、きめ細かな観察等により、全校体制で未然防止、早期発見に努める。
- 職員会議や研修を定期的に（問題発生の場合はその都度）行い、指導資料、事例集を有効に活用し、いじめ等の問題行動の構造、特質、原因、背景、具体的な指導法等、教職員の共通理解と資質の向上を図る。
- 保護者との信頼関係を築き、家庭との緊密な連携を図り、学校と保護者との共同作業として取り組む。
- 町教育委員会、町教育相談員やスクールカウンセラー及び関係諸機関と、常時密接な連携協力を図り、未然防止及び問題解決にあたる。
- いじめ事案が発生した場合は、迅速かつ正確に事実関係把握に努める。

予防

いじめの未然防止

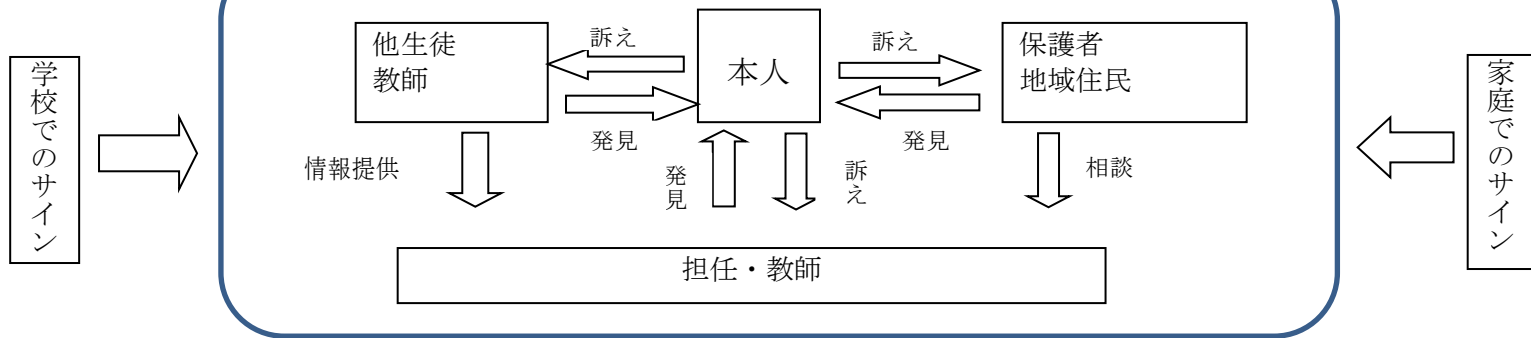
いじめの未然防止

- 生徒指導・教科指導の充実
- 道徳・特別活動・人権教育・情報教育等の充実
- 開かれた明るい学校づくり
- 職員研修

いじめの早期発見

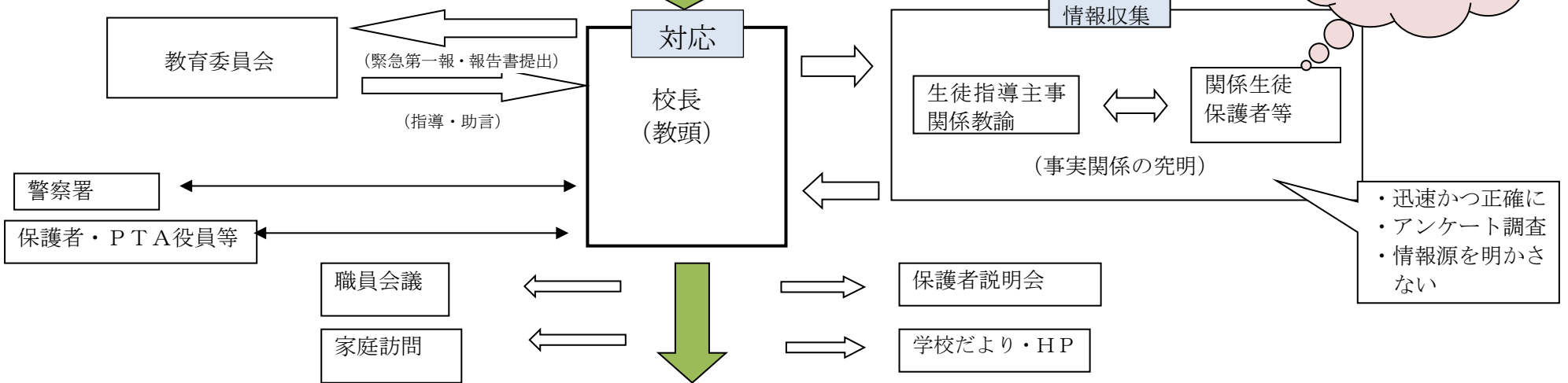
- 学級の中で生徒の変化を見逃さない。
- 保護者との連携を密にし、円滑なコミュニケーションの中から。
- 地域との積極的な交流の中から。
- 定期的なアンケート調査、教育相談から。

いじめの認知



実態の把握

対応



- ・迅速かつ正確に
- ・アンケート調査
- ・情報源を明かさ
- ない

<いじめ対策委員会>

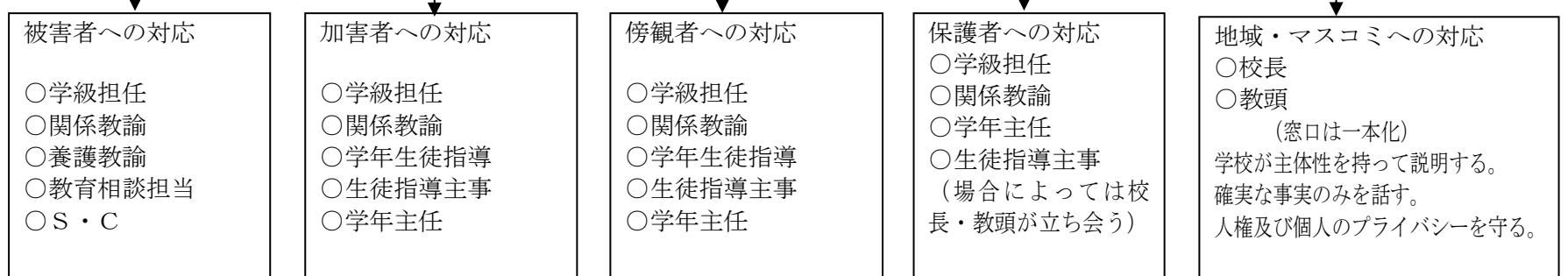
校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任、部活動顧問、スクールカウンセラー、その他管理職から指示された者

<相談窓口>
生徒指導主事 教育相談係（担当） 養護教諭

指導方針の策定

迅速かつ組織的に

関係者への対応



継続的な指導・見守り